

保育環境等向上支援事業費補助金 募集要領

申請受付期間 令和5年7月18日（火） ～ 9月4日（月）

（受付時間：上記期間中の平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時）

京都府

1 補助金の概要

本補助制度は、子育て環境日本一の推進を図るため、京都府内に所在する保育所等の運営者が行う保育の質の向上のための設備整備や多機能化の取組など、保育環境の充実に資する事業を支援するものです。

(1) 補助対象事業者

本事業は、京都府内に所在する保育所等の運営者を対象とします。

なお、本事業は公立の施設は対象外となっています。

[対象となる施設等]

- ア 保育所（児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条)
- イ 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項）
- ウ 乳児院（児童福祉法(昭和22年法律第164号)第37条)
- エ 母子生活支援施設（児童福祉法(昭和22年法律第164号)第38条)
- オ 児童厚生施設（児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条)
- カ 児童養護施設（児童福祉法(昭和22年法律第164号)第41条)
- キ 児童心理治療施設（児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条の2）
- ク 児童自立支援施設（児童福祉法(昭和22年法律第164号)第44条)

(2) 事業期間

令和5年4月1日（土）から令和6年2月28日（水）までに行われる事業を対象とします。

令和6年2月28日以降に完了した事業は、補助対象になりません。

(3) 補助対象事業・経費

補助対象経費は、以下の事業の実施に直接必要となる経費です。

- ①保育の質の向上のために行う施設又は施設の付帯設備の整備
- ②保育所等の多機能化に資する事業

[補助対象事業（例）]

- ①保育の質の向上のために行う施設又は施設の付帯設備の整備（質向上事業）
 - ・機能性の高い遊具や園庭、床暖房等の整備
 - ・安全性の高い床材やフェンスの整備、不審者対策や保育の検証のための防犯カメラ（保育室内も含む）の整備
- ②保育所等の多機能化に資する事業（多機能化事業）
 - ・発達支援や配慮が必要な児童・家庭への支援
専門家による指導助言・研修及び未就学児・在園児・卒園児等への訪問支援等の実施
 - ・保育士等の研修環境の整備
園内研修の開催やオンライン研修受講環境の整備

(4) 補助対象外経費・事業

補助対象外事業は以下のとおりです。

- ①質向上事業において、入所児童の処遇及びその保護者の支援に関係のない事業
- ②質向上事業において、1設備あたりの整備費用が25万円未満の事業
- ③多機能化事業において、事業費の累計額が25万円未満の事業
- ④既に設置されている施設の付帯設備を同等のものに買い換える事業
- ⑤国や府の他の補助制度の対象となる事業（市町村が独自に実施する事業を除く）

[補助対象外事業（例）]

①大人用トイレや園長室等の整備

②20万円の遊具の整備

※20万円の遊具を複数整備するなど、同じ目的や場所等で一体的に整備を行い、整備費用が累計25万円を超える場合は対象となり得ます。

※20万円の遊具の整備と20万円の床暖房の整備など目的等が異なる整備については、一体的な整備と見なせないため対象となりません。

③事業費が研修開催費3万円のみの場合など、25万円に満たない場合は対象となりません。

※オンライン研修の研修受講環境の整備など複数の事業とあわせて累計で事業費が25万円を超える場合は対象となります。（多機能化事業のみの累計とし、質向上事業との累計はできません。）

④老朽化や故障したものの補修や同等のものへの買い替えは対象となりません。

※クッション性の床への改修など、質や機能性が向上することにより、保育の質向上に資する場合は対象となります。

⑤本事業への追加補助などの市町村の独事事業を除き、国や府等の公的な補助金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、原則として本補助金の対象にはなりません。

なお、上記にあたりと考えられる事業は以下のとおりですが、以下に該当しない事業においても条件に当てはまる場合については対象外となり得ます。

事業例	事業名	申請・問合せ先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化した備品、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等 ・ 熱中症対策に係る冷房設備の設置 ・ 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入 ・ 感染症対策のための改修整備等 	保育環境改善等事業（国）	市町村
ICT化 システムの導入やオンライン研修のための設備整備	保育所等におけるICT化推進等事業（国）	市町村
保育所等の整備 、防犯対策（ カメラ 、門扉等）、防音対策、特殊附帯工事（ソーラー、生ごみ処理、水の循環・再利用等）	就学前教育・保育施設整備交付金（国） 子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）（国）	市町村
放課後児童クラブ における設備の更新等又は防災、防犯対策の実施に必要な整備	放課後児童健全育成事業（国）	市町村
乳幼児・保護者の交流場所 を開設し、相談、情報提供、助言、地域支援等の実施	地域子育て支援拠点事業（国）	市町村
未就学児の保護者 に対する情報発信、相談、一時預	未入园児一時保育事業（府）	京都府（こども・

かり事業		青少年総合対策室)
発達、ICT活用、健康、栄養、園評価、研修等様々な分野アドバイザーの招聘	幼児教育アドバイザー派遣事業（府）	京都府幼児教育センター（教育庁指導部学校教育課）
園児と高齢者が交流する取組、 <u>災害用備品の購入</u> 、福祉サービスの向上に係る先進的な取組等	地域共生社会実現サポート事業（府）	京都府（地域福祉推進課）

※事業の詳細等については、右記の申請・問合せ先に問い合わせください。なお、当該事業についても必ず申請・採択されるわけではありませんので、ご注意ください。

補助対象外経費は以下のとおりです。

- ①補助対象施設の運営費に係る経常的な経費
- ②用地の取得及び補償費
- ③その他不相当と認められる経費

[対象とならない経費（例）]

施設職員の人件費（給与等）、借入金及び支払利息、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用

2 補助率等

- (1) 補助基準額 1施設あたり100万円
- (2) 補助率 2分の1以内
- (3) 補助上限額 1施設あたり50万円※

※①質向上事業及び②多機能化事業の累計額

※交付額は千円単位とし、端数は切り捨てとなります。

なお、補助金は、予算の範囲内で交付しますので、申請のあった事業が全て採択されるとは限りません。また、採択されても申請された金額の全額が交付されるとは限りません。

3 申請手続き等

(1) 提出書類

以下の書類を提出してください。申請時には、すべての必要書類が整っていることを確認してください。【書類について、委任状以外は原則押印不要です。】

様式等	備考
交付申請チェックシート（参考様式0）	
交付申請書（第1号様式）	
質向上事業計画書（参考様式1-1）	①質向上事業を実施する場合のみ
多機能化事業計画書（参考様式1-2）	②多機能化事業を実施する場合のみ
収支予算書（参考様式2）	
口座振替依頼書（参考様式3）	受領を委任する場合は委任状に要押印 ※申請者（法人等代表者等）と口座名義が一致しない名義が施設名・園長等

現状のわかる資料（写真、図面等）	導入・整備等を行う場合のみ
事業内容の分かる資料（カタログ、図面等）	導入・整備等を行う場合のみ
積算根拠資料（カタログ・見積書（仕様の確認できるもの）等）	
その他参考になる書類	該当する書類がある場合のみ

※交付申請書等の様式は、以下 URL からダウンロードできます。

<https://www.pref.kyoto.jp//kosodate/hoikukankyotoukoujou.html>

なお、提出書類の返却はいたしません。また、申請資格、申請内容などに偽りがあった場合は、受付後であっても申請を取り下げてくださいか、却下となります。

(2) 申請・問い合わせ窓口

窓 口	
京都府健康福祉部 こども・青少年総合対策室	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 電話番号：075-414-4591 E-mail kodomo@pref.kyoto.lg.jp

※2ページ1（4）に記載の国庫補助事業の詳細等については、各市町村へ、地域共生社会実現サポート事業については、京都府地域福祉推進課へお問い合わせください。

(3) 受付期間

令和5年7月18日（火）～ 令和5年9月4日（月）（必着、締切厳守）

（受付時間：上記期間中の平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時）

※締切直前は大変混雑しますので、お早めに御相談ください。

4 補助金の支払

補助金は、事業完了後に、実績報告書の提出を受けてから行います（精算払）。

※実績報告の提出日等については、別途お知らせします。

5 その他

- (1) 交付決定を受けた後に事業内容を変更（減額のみの変更や軽微な変更を除く）する場合は、上記の申請窓口にあらかじめ御相談いただいた上で、変更承認申請書（第2号様式）を提出してください。
- (2) 交付決定を受けた後に事業を中止（廃止）する場合は、上記の申請窓口にあらかじめ御相談いただいた上で、事業中止（廃止）申請書（第3号様式）を提出してください。
※交付決定前に事業を中止（廃止）する場合は、上記申請窓口まで御連絡ください。
- (3) 補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）等に違反する行為等があった場合には、補助金の交付決定の取消し、不正の内容の公表等を行うことがあります。